

ダクトレス熱交換換気システム 93%
せせらぎ®
熱交換を行いながら、常にクリーンな室内!

PASSIV ENERGIE
ハッパエエネルギー・ジャパン株式会社
03-6433-2831
GOOD DESIGN

GX志向型住宅への補助 2026年度も継続

補助額は地域区分別に

国土交通省／環境省

11月28日に2025年度の補正予算が閣議決定され、「GX志向型住宅」への支援継続が決定した。国土交通省と環境省は、子育てグリーン住宅支援事業の後継事業となる「みらいエコ住宅2026事業」の実施費用として2050億円（GX経済移行債を含む）を計上。対象住宅の要件に変更はないが、補助額は省エネ基準の地域区分別に設定。寒冷地の交付額を優遇する。

【表1】子育てグリーン住宅支援事業と「みらいエコ住宅2026事業」の比較

	子育てグリーン住宅支援事業 補助額	「みらいエコ住宅2026事業」 補助額	
		1～4地域	5～7地域
GX志向型住宅	160万円/戸	125万円/戸	110万円/戸
長期優良住宅	80万円/戸	80万円/戸	75万円/戸
ZEH水準住宅	40万円/戸	40万円/戸	35万円/戸

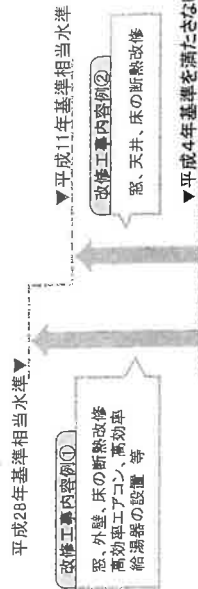
【表2】「みらいエコ住宅2026事業」リフォームの補助額

改修前の省エネ性能	改修後の省エネ性能	補助上限額
H4年基準を満たさない	H28年基準相当に達する改修	100万円/戸
	H11年基準相当に達する改修	50万円/戸
H11年基準を満たさない	H28年基準相当に達する改修	80万円/戸
	H11年基準相当に達する改修	40万円/戸

リフォーム支援では
改修前後の性能で上限を決定

リフォームへの支援も継続して実施する。補助対象は開口部、外壁、屋根・天井、床の断熱改修、工コ住宅設備の設置を必須工事と

【図】改修後の性能に応じた必須工事のパターン（例）



子育てグリーン住宅支援事業におけるGX志向型住宅の要件は、戸建ての場合▽断熱等級6以上▽再生可能エネルギーを除く一次エネルギー削減率35%以上▽再エネを含む一次エネルギー消費量削減率100%以上（寒冷地や狭小地の緩和措置あり）▽高度エネルギー・マネジメント（HEMS設置）の一の4つ。みらいエコ住宅2026事業で補助対象となるGX志向型住宅も同じ要件だ。分譲や賃貸も補助対象で、世帯要件なしも今年度と同様だ。一方、今年度の補助額は全国

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築)

令和7年度補正予算案
・ みらいエネ住宅2026事業 (国土交通省・環境省)
1,750億円 (新築)

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、新築住宅の省エネ化への支援を強化する必要がある。

国土交通省及び環境省による「住宅の新築・購入」を支援する補助制度と、経済産業省による「蓄電池の設置」を支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせて利用すること(併用)を可能とする。

対象

みらいエネ住宅2026事業

対象世帯	工事内容※1,2	対象住宅	補助額 ()は1～4地域
すべての世帯	・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・賃貸住宅の新築	GX志向型住宅※3 ○下記の①、②、③及び④に適合するもの ① 断熱等性能等級「6以上」 ② 一次エネルギー消費量の削減率(右表) ③ 高度エネルギーマネジメント(HEMS※4等)の導入等 ④ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※5	戸建住宅 再エネ除く 再エネ含む 共同住宅 再エネ除く 再エネ含む 右記以外の地域 寒冷地等 都市部狭小地等 35%以上 75%以上 3階建以下 4・5階建 6階建以上 35%以上 50%以上 110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯 または 若者夫婦世帯	・注文住宅の新築 ・新築分譲住宅の購入 ・賃貸住宅※6の新築 (主たる入居世帯を子育て世帯等とするもの)	長期優良住宅※3,7 ZEH水準住宅※3,7	75万円/戸 (80万円/戸) 95万円/戸 (100万円/戸) 35万円/戸 (40万円/戸) 55万円/戸 (60万円/戸)

蓄電池を設置する場合の補助事業

・以下の補助事業を組み合わせて利用可能(併用可)。

補助概要	補助率
DR※1に活用可能な家庭用等蓄電システムの導入を支援	3/10

※1ディマンド・リスポンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

※1: 対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。

※2: 以下の住宅は、原則対象外とする。

- ① 「土砂災害特別警戒区域」(急傾斜地崩壊危険区域)又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
- ② 「立地適正化計画区域」内の居住誘導区域外(「災害レッドゾーン」(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は洪水被害防止区域)内)で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
- ③ 「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」「立地する住宅
- ④ 「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。」「かつ「災害危険区域」に立地する住宅

※3: 「GX志向型住宅」は環境省において実施。「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。

※4: 他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接線の是非は居住者の判断)

※5: 温室効果ガスの排出削減のための取組の実施。省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

※6: 賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。

※7: 住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主(その親族を含む)が所有する住宅を除却する場合。

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(新築・リフォーム)

令和7年度補正予算案
・先進的窓リノベ2026事業(環境省) 1,125億円
・給湯省エネ2026事業(経済産業省) 570億円
・賃貸集合給湯省エネ2026事業(経済産業省) 35億円
・みらいエコ住宅2026事業(国土交通省・環境省) 2,060億円

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する措置や高効率給湯器の導入など、新築住宅の省エネ化や、既存住宅の省エネリフォームへの支援を強化することが必要。

↑ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、3省の連携により、「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」、「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせて利用すること(併用)を可能とする。

対象

みらいエコ住宅2026事業

対象世帯	対象住宅	補助額 ()は1～4地域
すべての世帯	GX志向型住宅	110万円/戸 (125万円/戸)
子育て世帯等※	長期優良住宅	最大95万円/戸 (100万円/戸)
	ZEH水準住宅	最大55万円/戸 (60万円/戸)

※「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」

蓄電池を設置する場合の補助事業	補助概要	補助率
DR※ ¹ に対応したリソース導入 拡大支援事業(仮)※ ²	DRに活用可能な家庭用等 蓄電システムの導入を支援	3/10

※¹デマンド・リスパンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※²別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

+

+

既存住宅の省エネリフォームにおける3省連携

○以下の各事業を組み合わせて利用する場合には、ワンストップの一括申請の実施を予定している。

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ 改修	1) 高断熱窓の設置	高性能の断熱窓	最大100万円/戸
	2) 給湯器	高効率給湯器	最大17万円/台
	既存賃貸集合住宅における エコジョーズ等取替	エコジョーズ/エコフィール	最大10万円/台
②その他のリフォーム工事※	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事		既存住宅の省エネ改修
			住宅の子育て対応改修など

みらいエコ住宅2026事業

※ 省エネ改修とあわせて行うリフォーム工事に限る。

住宅省エネキャンペーンにおける3省連携(リフォーム)

令和7年度補正予算案
・先進的窓リノベ2026事業（環境省）
・給湯省エネ2026事業（経済産業省）
・賃貸集合給湯省エネ2026事業（経済産業省）
・みらいエコ住宅2026事業（国土交通省）
1,125億円
570億円
35億円
300億円（リフォーム）

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅の省エネ化への支援を強化する必要。
国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業を組み合わせることで利用すること(併用)や、ワンストップでの申請対応を予定している。

対象

工事内容		補助対象	補助額	
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,4 先進的窓リノベ2026事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トププランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他要件を満たすもの※6等)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限100万円/戸	
	2) 給湯器※24 高効率給湯器の設置 給湯省エネ2026事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)		
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2026事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る		
②その他のリフォーム工事※3,4 (①③の工事を行った場合に限る)	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4,5 みらいエコ住宅2026事業	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※7 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	定額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)12万円/台、(c)17万円/台 追焚機能無し:5万円/台または8万円/台 追焚機能有り:7万円/台または10万円/台 ※ドレン工事内容によって補助額を決定	
		対象住宅	改修工事	補助上限額
		平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸
		平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸
			平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸
			平成11年基準相当に達する改修	上限:40万円/戸

十

蓄電池を設置する場合の補助事業

・以下の補助事業を組み合わせて利用可能(併用可)。

補助率	補助概要
3/10	DR※1に対応したリソース導入 蓄電システムの導入を支援 拡大支援事業(仮)※2

※1ディマンド・リスパンスの略称。電力需要を制御することで、電力需給バランスを調整する仕組み。
※2別途申請の必要有。蓄電システムに係る契約または受発注及び支払いは交付決定前の着手不可。

※1 「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)による支援(令和7年度補正予算案)
※2 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)による支援(令和7年度補正予算案)
※3 「みらいエコ住宅2026事業」(国土交通省)による支援(令和7年度補正予算案)
※4 ①①、③及び②については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降にリフォーム工事に着手したもの、①②については、補正予算案の閣議決定日(令和7年11月28日)以降に対象工事に着手したものに限る(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。
※5 「先進的窓リノベ2026事業」(環境省)を併用する場合には③の開口部の断熱改修、「給湯省エネ2026事業」(経済産業省)及び「賃貸集合給湯省エネ2026事業」(経済産業省)を併用する場合には③のエコ住宅設備の設置として扱う。
※6 製造事業者が当該事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等(ただし、企業の規模等による)など
※7 「リフォーム前の省エネ性能」と「リフォーム後の省エネ性能」に応じた改修部位や設備の組合せ」をあらかじめ指定・公表する。